

平成 24 年 5 月 25 日制定
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
令和元年 7 月 23 日一部改正

岐阜県建設国民健康保険組合一部負担金の徴収猶予及び
減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱い要綱

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項及び第 3 項の規定による一部負担金の徴収猶予及び減免並びに法第 42 条第 2 項の規定による一部負担金の取扱いに関しては、この要綱の定めるところによる。

第1 一部負担金の徴収猶予及び減免

1 一部負担金の徴収猶予

岐阜県建設国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う組合員が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となった場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、6箇月以内の期間を限って、一部負担金の徴収を猶予するものとする。この場合において当該組合員が保険医療機関等に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該保険医療機関等に対する支払いに代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

- 1 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、障害となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- 2 事業又は業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき。
- 3 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 一部負担金の減免

(1) 組合は、組合員が 1 の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができる。なお、収入の減少に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとする。

- ① 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- ② 組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定の適用があるものとして同法第 11 条第 1 項 1 号までに掲げる扶助について同法第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯

主等の需要の合計額に 1000 分の 1155(ただし、平成 30 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間については 10 分 11、平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間については 870 分の 990 とする。)を乗じて得た額（以下「基準額」という。）以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の 3 箇月分に相当する額以下である世帯

- (2) 一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1 箇月単位の更新制度で 3 箇月までを基準とする。ただし、3 箇月までに期間を制限するものではない。なお、療養に要する期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図るものとする。
- 3 前記 1 及び 2 の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮する。

4 申請

一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、様式第 1 による申請書を提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならない。

5 証明書の交付又は通知

- (1) 組合は、法第 44 条第 1 項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、すみやかに、様式第 2 による証明書を申請者に交付するものとする。
- (2) 一部負担金の徴収猶予及び減免の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、(1) の証明書を被保険者証にそえて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

6 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 組合は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取消し、これを一時に徴収することができる。
- 1 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。
 - 2 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに該当一部負担金の減免を取消すものとする。この場合において被保険者が保険医療機関等について療

養の給付を受けたものであるときは、組合は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該保険者に返還させるものとする。

第2 保険医療機関等の一部負担金の取扱

1 徴収猶予証明の事後提出の場合

保険医療機関等が、緊急やむ得ない場合で、第一診療日に徵収猶予証明書を提出できない被保険者の療養を取り扱うときは、その者が事後に徵収猶予証明書を提出することを署名確認せしめた上一部負担金を支払わせないものとし、被保険者が徵収猶予証明書を、第二診療日までに提出しないときは、保険医療機関等から組合に連絡し、その者に対して徵収猶予の申請がなされ、かつ、証明書を発行されるかどうかを確かめ、徵収猶予の該当者でない場合は、一部負担金を支払わせるものとする。

2 善良な管理者と同一の注意

保険医療機関等が法第42条第2項の規定による組合の処分を請求しようとするときは、当該医療機関等の開設者は、善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明しなければならない。この場合における善良な管理者と同一の注意とは、保険医療機関等の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、当該義務がつくされたかどうかの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行われるものではなく、客観的事情に基づき具体的なケースに即して行われるものであるが、次の各号に掲げるような場合は、当該注意義務をつくしたものとは認められない。

- 1 療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみであること。
- 2 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。
- 3 再診の場合に、催促しないこと。

なお、被保険者が入院療養を受けている場合にあっては、保険医療機関等において少なくとも、次の各号に掲げる対応が行われていることが必要と考えられる。

- 1 被保険者又は被保険者以外の少なくとも1名（家族、身元保証人、代理人等。以下「家族等」という。）に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払いを求めたとき（以下「療養終了後」という。）から、少なくとも1箇月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。
- 2 療養終了後から3箇月以内及び6箇月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便による督促状を送付し、その記録を残していること。
- 3 療養終了後から6箇月経過後に、少なくとも1回は支払いの催促のため被保険者

の自宅を訪問し、その記録を残していること。（保険医療機関等の現住所から被保険者の自宅まで通常の移動手段でおおむね 30 分以上かかる場合には、近隣の家族等を訪問するか、被保険者又は家族等と直接面会し、支払の催促を行い、その記録を残していること。）

3 組合の処分

- (1) 法第 42 条第 2 項の規定による処分の請求は、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもって一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない該当一部負担金の全部につき、その一部負担金の支払い義務が発生した日から起算しておおむね 3 箇月を経過後、組合に対し、電話又は文書による催促の協力を要請した上で、おおむね 6 箇月を経過した後、行うものとする。
- (2) 組合は、保険医療機関等から（1）により処分の請求を受けたときは、保険医療機関等の請求を審査し、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていること及び当該被保険者について次の各号のいずれかに該当することを確認した場合に、処分を行うものとする。
 - 1 処分の対象となる一部負担金の額が 60 万円を超えるもの。
 - 2 被保険者の属する世帯が保険料の滞納処分を実施する状態にあるもの。
- (3) 処分実施に当たっては、法第 79 条第 1 項に基づく督促を実施し、法第 79 条の 2 又は法第 80 条第 1 項の規定に基づき当該請求に係る処分を行ったうえ、保険医療機関等に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。
- (4) なお、一部負担金の支払は、法第 42 条第 1 項の規定に基づく保険医療機関等と被保険者との間の債権債務関係であり、同条第 2 項の規定により組合が処分を行う場合であっても、当該一部負担金が保険医療機関等の債権であることは変わりない。